

女性活躍推進セミナー企画運営業務に係る仕様書

1 趣旨

「輝く女性応援京都会議※¹」で策定した「京都女性活躍応援計画※²」に基づき、①デジタル分野における女性活躍推進セミナー、及び②男性の家事育児参画セミナーを実施する。

※1 京都における女性の活躍を推進するため、経済団体等と京都市、京都府、京都労働局が連携して平成27年3月に発足。

※2 「輝く女性応援京都会議」の構成団体が、京都における女性の活躍を推進するために連携して取り組むに当たっての基本的な考え方を示す推進計画として平成28年3月に策定。計画策定以降の取組状況や働き方改革関連法の改正等を踏まえ、平成31年3月に改定。

2 履行期間

契約の日～令和5（2023）年3月31日（金）

3 委託金額

金1,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、企画・運営人件費、講師等報酬、資料作成費等、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

4 事業内容

(1) デジタル分野における女性活躍推進セミナー

ア 概要

社会のデジタル化が進展する中、それを支える人材の育成は、重要な視点である。デジタル分野における女性の活躍推進に取り組み、自らの意思により働き又は働こうとする女性がその思いを叶え、その個性と能力を十分に発揮しながら職業生活で活躍することを考える講座と併せて、デジタル分野における就業に役立つスキルの獲得のための実践的なセミナーを実施する。

なお、内容は、応募者の提案を基に本市と協議のうえ、決定する。

イ 対象

デジタル分野に関心のある女性、デジタル分野で就業を目指したい女性など

ウ 開催時期等（予定）

令和4年8月～令和5（2023）年2月頃（2回以上の連続講座）

エ 実施場所、開催方法

○ 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 ほか、事業の実施目的に合致した場所（詳細については、委託者と受託者とで別途協議するものとする。）

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び参加者の利便性向上のため、オンラインの活用も可能とする。

オ 定員

10名以上 ※応募者の提案を踏まえ、別途協議のうえ決定する。

(2) 男性の家事育児参画セミナー

ア 概要

女性活躍の阻害要因となっている男性中心の働き方の見直しを進め、男性の家事・育児への参画を促進することを目的として、「男性の家事育児参画」をテーマとした参加者交流型のセミナーを実施する。内容は、応募者の提案を基に本市と協議のうえ、決定する。

イ 対象

管理職，人事担当者，テーマに関心のある者など

ウ 開催時期等（予定）

令和4年10月～令和5（2023）年1月（1回程度）

エ 実施場所

- 京都市男女共同参画センター ウィングス京都ほか，事業の実施目的に合致した場所（詳細については，委託者と受託者とで別途協議するものとする。）
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び参加者の利便性向上のため，オンラインの活用も可能とする。

オ 想定する参加人数

40名程度

※別途協議のうえ決定する。

5 委託業務内容

以下に掲げる各事業の企画運營業務を委託する。

- (1) 企画
- (2) 講師等の選定及び手配
- (3) 受講者の募集，受付及び管理
- (4) 募集ポスター及びチラシデータの作成
- (5) 当日プログラムの作成
- (6) 各種資料の作成
 - ・実施計画
 - ・運営マニュアル（タイムスケジュール，スタッフ配置表を含む。）
 - ・当日配布資料 など
- (7) インターネットを活用する場合，動画配信に必要なものの手配等一式
- (8) 当日の運営
 - ・時間調整等の管理
 - ・運営に必要なスタッフ等の配置
 - ・参加者の整理
 - ・動画配信等のための設営・撤去（必要に応じて）
 - ・参加者が子どもを預けられるよう保育の実施（必要に応じて）
- (9) 事業実施後のアンケートの実施（事業効果や参加者ニーズの把握）
- (10) 事業実施後に事業内容を京都市が運営するポータルサイト等に掲載するためのデータ作成
- (11) その他事業実施に必要な業務

6 業務上の留意事項

- (1) 本市事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。
また、委託事業の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (3) 業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、本市と協議のうえ、積極的に改善に取り組むこと。
- (4) 受託者は、この委託業務を通じて取得した個人情報については、契約期間中及び契約期間後において、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。
- (5) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (7) 本業務は内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であることを理解するとともに、業務に係る書類は事業終了後5年間保存のうえ、京都市監査事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力をすること。
- (8) 本業務仕様書に定めのない事項については、本市と協議するものとする。
- (9) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等、社会情勢を踏まえ、運営方法に関しては適宜本市と協議すること。

7 業務完了報告

次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届（事業収支報告書を含む。）（1部）
全事業終了後、書面により速やかに提出すること。
- (2) 実施報告書（1部）

次の資料を、データ及び書面により、事業終了日の1箇月後又は令和5（2023）年3月31日のいずれか早い日までに、事業ごとに提出すること。

<提出書類>

- ・事業内容報告書
- ・当日配布資料
- ・アンケート集計結果
- ・当日写真
- ・広報物一覧
- ・広報先一覧
- ・事業実施後に事業内容を京都市が運営するポータルサイト等に掲載するためのデータ